

参照条文

○ 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）（抄）

（表示等）

第五十七条 爆発性の物、発火性の物、引火性の物その他の労働者に危険を生ずるおそれのある物若しくはベンゼン、ベンゼンを含有する製剤その他の労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で政令で定めるもの又は前条第一項の物を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する者は、厚生労働省令で定めることにより、その容器又は包装（容器に入れ、かつ、包装して、譲渡し、又は提供するときには、その容器）に次に掲げるものを表示しなければならない。ただし、その容器又は包装のうち、主として一般消費者の生活の用に供するためのものについては、この限りでない。

一 次に掲げる事項

イ 名称

ロ 成分

ハ 人体に及ぼす作用

ニ 貯蔵又は取扱い上の注意

ホ イからニまでに掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

二 当該物を取り扱う労働者に注意を喚起するための標章で厚生労働大臣が定めるもの（略）

（安全衛生教育）

第五十九条 事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行なわなければならない。

2 前項の規定は、労働者の作業内容を変更したときについて準用する。

（健康管理手帳）

第六十七条 都道府県労働局長は、がんその他の重度の健康障害を生ずるおそれのある業務で、政令で定めるものに従事していた者のうち、厚生労働省令で定める要件に該当する者に対し、離職の際に又は離職の後に、当該業務に係る健康管理手帳を交付するものとする。ただし、現に当該業務に係る健康管理手帳を所持している者については、この限りでない。

2～4（略）

（計画の届出等）

第八十八条 事業者は、当該事業場の業種及び規模が政令で定めるものに該当する場合において、当該事業場に係る建設物若しくは機械（仮設の建設物又は機械等で厚生労働省令で定めるものを除く。）を設置し、若しくは移転し、又はこれら的主要構造部を変更しようとするときは、その計画を当該工事の開始の日の三日前までに、厚生労働省令で定めることにより、労働基準監督署長に届け出なければならない。ただし、第二十八条の二第一項に規定する措置その他の厚生労働省令で定める措置を講じてものとして、厚生労働省令で定めるところにより労働基準監督署長が認定した事業者については、この限りでない。

2 前項の規定は、機械等で、危険若しくは有害な作業を必要とするもの、危険な場所において使用者の又は危険若しくは健康障害を防止するため使用するもののうち、厚生労働省令で定めるものを設置し、若しくは移転し、又はこれら的主要構造部を変更しようとする事業者（同項本文の事業者を除く。）について準用する。

3～8（略）

○ 労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百八十八号）（抄）

（作業主任者を選任すべき作業）

第六条 法第十四条の政令で定める作業は、次のとおりとする。

一～十七（略）

十八 別表第三に掲げる特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業（試験研究のため取り扱う作業を除く。）

十九～二十三（略）

（定期に自主検査を行うべき機械等）

第十五条 法第四十五条第一項の政令で定める機械等は、次のとおりとする。

一～八（略）

九 局所排気装置、ブッシュブル型換気装置、除じん装置、排ガス処理装置及び排液処理装置で、厚生労働省令で定めるもの

十 特定化学設備及びその附属設備

十一（略）

2（略）

（名称等を表示すべき危険物及び有害物）

第十八条 法第五十七条第一項の政令で定める物は、次のとおりとする。

一～二十四（略）

二十四の二 ニツケル化合物（次号に掲げる物を除き、粉状の物に限る。）

二十五 ニツケルカルボニル

二十六の二～二十八の二（略）

二十八の三 硫素及びその化合物（アルシン及び砒化ガリウムを除く。）

二十九～三十八（略）

三十九 前各号に掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの

四十（略）

（作業環境測定を行うべき作業場）

第二十一条 法第六十五条第一項の政令で定める作業場は、次のとおりとする。

一～六（略）

七 別表第三第一号若しくは第二号に掲げる特定化学物質を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場、石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する屋内作業場又はコーキス炉上において若しくはコーキス炉に接してコーキス製造の作業を行う場合の当該作業場

八～十（略）

（健康診断を行うべき有害な業務）

第二十二条 法第六十六条第二項前段の政令で定める有害な業務は、次のとおりとする。

一～二（略）

三 別表第三第一号若しくは第二号に掲げる特定化学物質（同号5及び31の2に掲げる物並びに同号37に掲げる物で同号又は31の2に係るものを除く。）を製造し、若しくは取り扱う業務（同号8若しくは32に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号8若しくは32に係るものを製造する事業場以外の事業場においてこれらの物を取り扱う業務を除く。）、第十六条第一項各号に掲げる物（同項第四号に掲げる物及び同項第九号に掲げる物で同項第四号に係るものを除く。）を試験研究のため製造し、若しくは使用する業務又は石綿等の取扱い若しくは試験研究のための製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務

四～六（略）

2 法第六十六条第二項後段の政令で定める有害な業務は、次の物を製造し、若しくは取り扱う業務（第十一号若しくは第二十二号に掲げる物又は第二十四号に掲げる物で第十一号若しくは第二十二号に係るものを製造する事業場以外の事業場においてこれらの物を取り扱う業務及び第十二号若しくは第十六号に掲げる物又は第二十四号に掲げる物で第十二号若しくは第十六号に係るものを鉛石から製造する事業場以外の事業場においてこれらの物を取り扱う業務を除く。）又は石綿等の製造若しくは取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務とする。

一～十六（略）

十七 ニツケル化合物（次号に掲げる物を除き、粉状の物に限る。）

十八 ニツケルカルボニル

十九（略）

十九の二 硫素及びその化合物（アルシン及び砒化ガリウムを除く。）

二十二～二十三（略）

二十四 第九号から第二十二号までに掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの

（健康管理手帳を交付する業務）

第二十三条 法第六十七条第一項の政令で定める業務は、次のとおりとする。

一～四（略）

五 三酸化砒素を製造する工程において焙燒若しくは精製を行い、又は砒素をその重量の三バーセントを超えて含有する鉛石をポット法若しくはグリナワルド法により製錬する業務

六～十二（略）

別表第三 特定化学物質等（第六条、第九条の三、第十五条、第十七条、第二十一条、第二十二条関係）

一 第一類物質

1～8（略）

二 第二類物質

1～23（略）

23の2 ニツケル化合物（24に掲げる物を除き、粉状の物に限る。）

24 ニツケルカルボニル

25～27（略）

27の2 硫素及びその化合物（アルシン及び砒化ガリウムを除く。）

28～36（略）

37～1から36までに掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの

三 第三類物質

1～9（略）

○ 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）（抄）

（名称等を表示すべき危険物及び有害物）

第三十条 令第十八条第三十九号の厚生労働省令で定める物は、別表第二の上欄に掲げる物を含有する製剤その他の物（同欄に掲げる物の含有量が同表の下欄に定める値である物及び同表の備考欄に掲げる物を除く。）とする。

（健康管理手帳の交付）

第五十三条 法第六十七条第一項の厚生労働省令で定める要件に該当する者は、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の施行の日以降において、次の表の上欄に掲げる業務に従事し、その従事した業務に応じて、離職の際に又は離職の後に、それぞれ、同表の下欄に掲げる要件に該当する者その他厚生労働大臣が定める要件に該当する者とする。

令第二十三条第五号の業務 当該業務に五年以上従事した経験を有すること

2・3（略）

第八十六条 別表第七の上欄に掲げる機械等を設置し、若しくは移転し、又はこれら的主要構造部分を変更しようとする事業者は法第八十八条第項の規定による届出をしようとするときは、様式第二十号による届書に、当該機械等の種類に応じて同表の中欄に掲げる事項を記載した書面及び同表の下欄に掲げる図面等を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

2 前項の規定による届出をする場合における前条第一項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 建設物又は他の機械等とあわせて別表第七の上欄に掲げる機械等について法第八十八条第一項の規定による届出をしようとする場合にあつては、前条第一項に規定する届書及び書類の記載事項のうち前項に規定する届書又は書面若しくは図面等の記載事項と重複する部分の記入は、要しないものとすること。

二 別表第七の上欄に掲げる機械等のみについて法第八十八条第一項の規定による届出をする場合にあつては、前条第一項の規定は適用しないものとすること。

3（略）

（計画の届出をすべき機械等）

第八十八条 法第八十八条第二項の厚生労働省令で定める機械等は、法に基づく他の省令に定めるもののほか、別表第七の上欄に掲げる機械等（同表の二十一の項の上欄に掲げる機械等にあつては放射線装置に限る。次項において同じ。）とする。

2 第八十六条第一項の規定は、別表第七の上欄に掲げる機械等について法第八十八条第二項において準用する同条第一項の規定による届出をする場合に準用する。

3 特化則第四十九条第一項の規定による申請をした者が行う特定化学設備等の設置については、法第八十八条第二項において準用する同条第一項の規定による届出は要しないものとする。

別表第二（第三十条関係）

物	含有量（重量パーセント）
（略）	
ニツケル化合物（ニツケルカルボニルを除き、粉状の物に限る。）	0.1パーセント未満
（略）	
砒素及びその化合物（アルシン及び砒化ガリウムを除く。）	0.1パーセント未満
（略）	
備考	（略）

別表第七（第八十六条、第八十八条関係）

機械等の種類	事項	図面等
（略）		（略）
十八 特定第二類物質又は特化則第二条第一項第五号に掲げる物	一 特定第二類物質又は管理第二類物質を製造し、又は取り扱う業務の概要 二 特定第二類物質又は管理第二類物質のガス、蒸気又は粉じんの発散源を密閉する設備 三 全体換気装置にあつては、密閉する設備の構造の概要及びその機能	一 周囲の状況及び四隅との関係を示す図面 二 作業場所の全体を示す図面 三 特定第二類物質又は管理第二類物質のガス、蒸気又は粉じんの発散源を密閉する設備 四 局所排気装置が設置されている場合にあつては、局所排気装置摘要書（様式第二十五号） 五 ブッシュブル型換気装置が設置されている場合にあつては、ブッシュブル型換気装置摘要書（様式第二十六号）
十九～二十五（略）	（略）	（略）